

東田小学校PTA 助成金交付規程

第1条(目的)

- 1 本規程は、東田小学校PTAが行う助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

第2条(助成の趣旨)

- 1 本助成金は、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかるという本会の目的に合致する活動に対し、その実施を支援するために交付する。
- 2 PTAは申請者の活動資金を負担する義務を負うものではなく、本助成は総会で承認された予算の範囲内において、PTA本部の判断により行う。

第3条(申請資格)

- 1 助成金の申請ができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本会の会員
- (2) 東田小学校の児童を対象とした活動を行う団体

第4条(助成対象事業)

- 1 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第2条に定める趣旨に合致する活動であること
- (2) 営利を目的としないこと
- (3) 特定の政党または宗教に偏らないこと

第5条(助成対象経費)

- 1 助成の対象となる経費は、申請した事業の実施に直接必要な経費に限る。

第6条(申請手続き)

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、次の書類をPTA本部に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 事業計画書(活動内容・実施時期・対象者等)
- (3) 収支予算書(使途の内訳を明記すること)
- (4) (団体の場合)前年度活動報告書および収支決算書

第7条(審査および交付決定)

- 1 PTA本部は申請内容を審査し、助成の可否および金額を決定する。
- 2 申請内容が不十分な場合は、補正または再提出を求めることができる。

第8条(実績報告)

- 1 助成金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに事業報告書および収支決算書を提出しなければならない。

第9条(助成金の返還)

- 1 次の各号に該当する場合、PTAは助成金の全部または一部の返還を求めることができる。
 - (1) 申請内容と異なる使途に支出した場合
 - (2) 虚偽の申請により交付を受けた場合
 - (3) 事業が実施されなかった場合

第10条(その他)

- 1 本規程に定めのない事項については、PTA本部において協議のうえ決定する。

第11条(規程の改廃)

- 1 本規程の改廃は、PTA本部の過半数の決議による。

2026年3月1日制定